



CAN DO

“可能性への挑戦”

第39号

金田会計事務所通信

【 考える時間 】

「金田さんはいつも忙しそうね。」昔、勤務時代に担当していた社長さんから言われた言葉です。「忙しくあちこち飛び回り情報に触れている人と暇で時間がたっぷりある人とどちらに担当してもらいたいですか？」と返事をしましたが、そのまま担当が続いていたところをみると前者の方を選ばれたんだなと思われます。

忙しさは今も変わりませんし、良いことだと思っていますが、何で忙しいかによって話が変わってきます。ルーチンの仕事や雑務に追われてなのか、又は後ろ向きの仕事で手いっぱいになっているなどとすれば問題です。自分は仕事をしているという錯覚に陥るのも危険です。いつも何か**プラスアルファを求めて**いくことこそ成長していく源泉であるはずです。とは言え新しいこと、実のある成果を生み出すことは簡単ではありません。忙しい時間の中でも整理する時間をなんとか確保することも仕事といえます。

今までは「走りながら考える」という方法で仕事をこなしてきた人であっても、環境の変化や業務拡大に際してはそれが十分と言えなくなっていることがあります。マイクロソフトの会長であった時代、周囲がついて行けないほど仕事一筋だったビル・ゲイツ氏でさえ、必ず「**考える週**」という仕事の整理、充電期間を作っていました。これからは「考える週(時間)」を取り入れるのも大事なのかもしれません。「うちにはそんな余裕はないよ。」と言われる方もいますが、もう一度周りを見てみましょう。成長したスタッフ、いろいろとサポートしてくれる協力者、ちょっとした仕組みの見直し、いろいろな「考える時間」を生み出す種が隠れています。一番気がつかないでいるのは自分かもしれません。

自己の業務の棚卸しが自分個人のことに限定されるばかりでなく、副産物として仕事全般が見えてくることがあります。実はそれこそが「考える時間」の本筋と言えるものです。経営者であればなおさら肝に銘じておかなければなりません。

まずは自分にしかできないと思っていないで、思い切って任せてみてはどうでしょうか？意外と自分が邪魔だったりしているのかもしれないよ。

金田 康良

2015年 5月



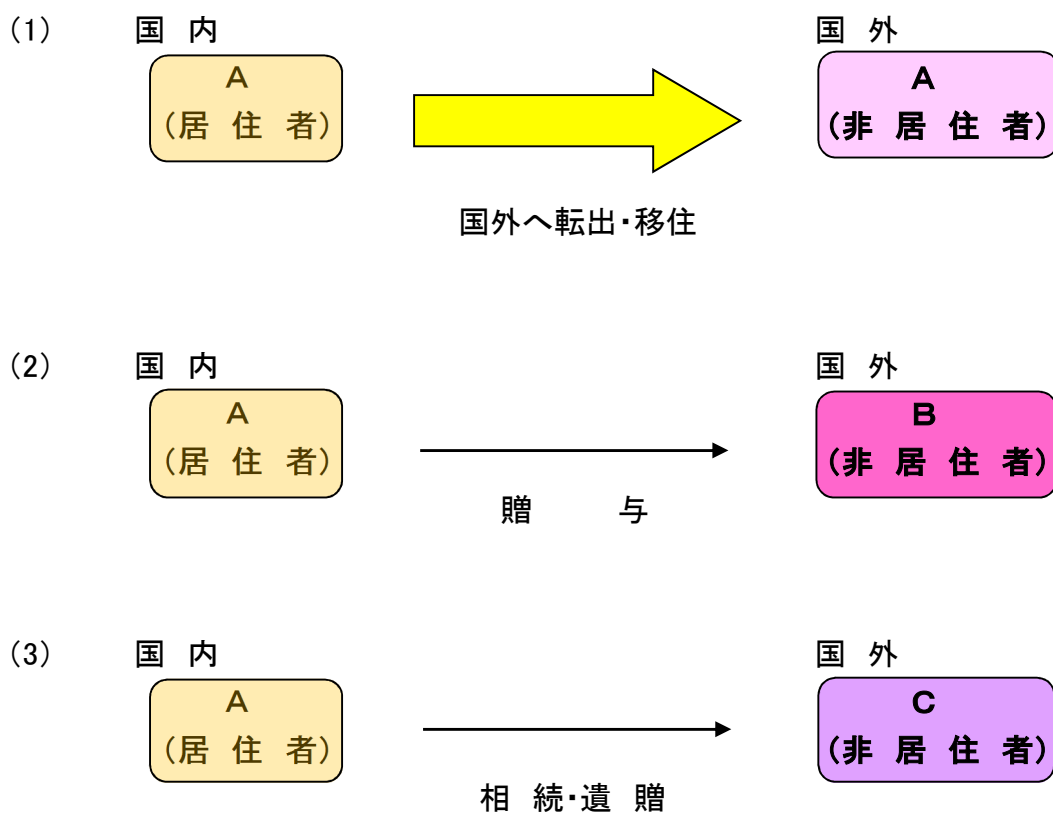
国外転出時課税制度の創設



最近、国外取引についての相談が増えてきていますが、平成 27 年度税制改正により「**国外に転出する場合の譲渡所得の特例**」及び「**贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得の特例**」(以下、国外転出時課税制度という)が平成 27 年 7 月 1 日から施行されます。難しい内容ですが、国外に移住する人や国外の者に財産を贈与等する場合に大きな影響がある制度となっています。

【国外転出時課税制度とは？】

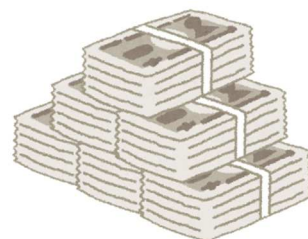
居住者(国内に住所を有する者)が 1 億円以上の有価証券等の財産(以下、**対象財産**という)を所有している場合、国外に転出するなど次に掲げる時にその対象財産の譲渡があったものとみなしてその含み益に対して所得税が課されます。



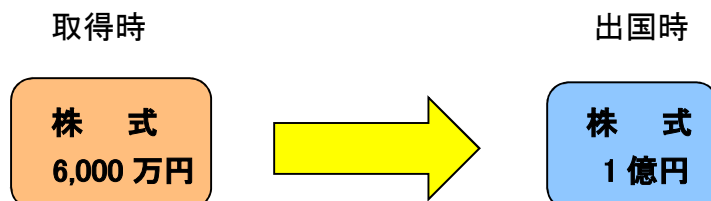
(注) (1)、(2)ではAが、(3)ではAの相続人が所得税の確定申告をする。

【対象財産とは？】

有価証券(国債、株式や投資信託などで上場、非上場、外国株の区別なし)、匿名組合契約も出資持分、未決算の信用取引・発行日取引及び未決済のデリバティブ取引(先物取引、オプション取引など)で、国外転出等(贈与、相続開始を含む)の日において対象財産の合計額が1億円以上であるものです。



(例)



☆値上り益(1億円－6,000万円)＝4,000万円について所得税の確定申告をしなければならない。

【対象者は？】

国外転出等の日前10年以内において、国内在住期間が5年超である者。ただし、在留資格が経営・管理、法律・会計業務、医療、企業内転勤など、出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の者を除きます。



【申告期限はいつまで？】

(1) 納税管理人の届出がある場合
翌年3月15日までに申告納付。

(2) 納税管理人の届出がない場合

海外転出等の日までに申告納付(準確定申告)。ただし、贈与の場合のみ贈与者が**翌年3月15日**までに、相続の場合は、相続人が相続を知った日の翌日から**4ヶ月以内**に申告納付する。



【納税猶予制度】

国外転出時に担保提供などの手続きをとることで、5年又は申請により最長10年の納税猶予を受けることができます。ただし、国外転出の場合のみ、出国までに納税管理人の届出が必要となります。

(注) 申告納付する所得税及び利子税に対応する担保の提供が必要。ただし、納税猶予期間中に対象資産となる有価証券等を譲渡した場合に、国外転出時の価額よりも下落していた場合には、国外転出時に課された税額を減額することができます。

【5年以内に帰国をした場合】

5年以内に帰国した場合は帰国時まで引き続き所有している対象資産について国外転出時に課された税額の取り消し・還付を受けることができます。贈与を受けた者及び相続・遺贈を受けた者が帰国した場合も同様です。

【納税猶予中国外で対象資産を譲渡した場合】

納税猶予中に対象資産を国外で譲渡し、その国で申告納付した場合には2重課税された外国税額について、外国税額を納付することとなる日から4か月以内に更正の請求をすることにより外国税額控除を受けることができます。

少し特殊な制度と思われるかもしれませんが、近年海外に移住する人が増え、含み益をかかえた資産に対して税金を課することができないケースや、子供を相続税・贈与税のない国外の国に移住させ、外国株式を贈与等するケースなどが目立つようになってきたことが今回の制度につながったといえます。「国外財産制度」(Can Do バックナンバー33号参照)や「マイナンバー制度」(Can Do バックナンバー37号参照)と合わせ、課税漏れを許さない国の姿勢が強くなっていると感じさせられます。不明な点等がありましたらお気軽にご相談ください。



気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動へのサポートを行っています。お気軽にご相談下さい。



金田会計事務所 〒541-0052 大阪市中央区安土町3丁目2番14号 サンキュウビルディング10階
TEL (06)6264-3328 FAX (06)6264-3329
E-Mail : info@kaneda-kaikei.com URL : http://kaikei.asia/